

韮崎市立病院入院患者等給食業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、韮崎市立病院における入院患者等給食業務を遅滞なく円滑に遂行されることを基本とし、医療従事者の業務充実を図り、さらなる患者満足度の向上や安全衛生管理の徹底、食材の安定的な確保、業務運営体制の確立により、病院経営の改善に資することを目的とするものである。

本業務を委託し、その目的を実現し得る専門的な知識と経験を有する優秀な事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を次のとおり実施する。

2 業務概要

(1) 業 務 名 韮崎市立病院入院患者等給食業務委託

(2) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 業務場所 韮崎市立病院（韮崎市本町三丁目 5 番 3 号）

(4) 業務内容 「韮崎市立病院入院患者等給食業務委託仕様書」のとおり

(5) 施設概要

ア 許可病床 155 床（一般病床 98 床・地域包括ケア病床 39 床・医療療養病床 18 床）

 介護医療院 16 床

イ 診療科目 12 診療科目

ウ 予定食数 年間 100,000 食程度

（参考実績）

	一般食	嚥下食	特別食	患者外食	合計
R4	40,765	11,463	35,958	5,748	93,934
R5	48,189	10,641	37,367	6,978	103,175
R6	41,880	14,372	38,260	6,453	100,965
R7 (4～9 月)	17,437	4,661	19,999	2,945	45,042

※R7 は一般病床 98 床のうち 60 床稼働

3 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、業務期間（3 年間）総額 134,633 千円以内とする。この合計額を超えた提案は無効とする。なお、総額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

※この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、当該調達規模を示すためのものであることに留意すること。

4 参加資格

本プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

(1) 県内または隣接する都県に本社または事業所等を有している者

- (2) 国及び地方自治体から指名停止を受けていないこと。
- (3) 過去 5 年以内に 150 床以上の病院で類似業務の実績があり、仕様書の内容を確実に履行する能力を有していること。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する患者等給食業務に関する医療関連サービスマークを取得していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、およびその経営に、次に掲げる者が実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑥ 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 直近 2 年間に於いて、国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール

内 容	期 日 等
公告・募集要領などの配布	令和 8 年 2 月 4 日（水）
質疑の締切日	令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 5 時必着
質疑に対する回答日	令和 8 年 2 月 16 日（月）
参加申込受付締切日	令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時必着
参加資格確認結果通知日	令和 8 年 2 月 24 日（火） ※郵送
企画提案書の提出締切日	令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 5 時必着
プレゼンテーションの実施・審査	令和 8 年 3 月 12 日（木）
審査結果通知	令和 8 年 3 月 13 日（金） ※郵送
契約締結	令和 8 年 4 月 1 日（水）
準備期間	審査結果通知後 ～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）
業務開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を各 1 部提出すること。

様 式	名 称	備 考
様式 1	参加表明書	代表者印押印のもの
様式 2	会社概要等整理表	
様式 3	誓約書	
	他病院との類似業務に係る契約書の写し	「4 参加資格 (3)」を満たすもの
	医療関連サービスマーク制度認定書の写し	「4 参加資格 (4)」を満たすもの
	法人市民税の納税証明書	本店所在地の自治体が発行する直近の証明書
	財務諸表類の写し	直近 2 事業年度分

(2) 提出方法

「公募型プロポーザル参加表明書在中」と明記した封筒に(1)の書類を同封し、持参または郵送により提出すること。

(3) 提出先

〒407-0024 韮崎市本町三丁目 5 番 3 号

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 事務局総務担当

(4) 提出期限

令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時まで

※ 持参の場合は土日、祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵送の場合は締切日必着とする。

(5) 参加者の決定

本業務に係る企画提案への参加者は、委員会において提出書類に基づき審査し、決定する。審査結果は、令和 8 年 2 月 24 日（火）に郵送する書面により通知する。

7 質疑及び回答

質疑がある場合は、質疑書（様式 6）を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 質疑書の提出期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 12 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出先・方法

韮崎市立病院事務局総務担当へ持参、または電子メール（hospital@city.nirasaki.lg.jp）にて提出すること。なお、件名は「韮崎市立病院入院患者等給食業務委託質疑」とすること。

(3) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、令和 8 年 2 月 16 日（月）より当院ウェブサイト上で公開する。

8 現地見学会

現地見学会は、希望者に対して実施する。希望される場合は、担当部署まで電話で連絡すること。また、次の事項に留意すること。

- (1) 現地見学会は、公告日以降企画提案書の提出締切日の間の、任意の日時で実施する。日時は希望者と相談のうえ、決定する。
- (2) 参加人数は、1社2名までとする。
- (3) 担当部署

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 栄養科

電 話：0551-22-1221

9 企画提案書等の提出

参加資格確認通知を受け、本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1社1案とする。

(1) 提出書類

様 式	名 称	提出部数	備 考
様式4	企画提案書（表紙）	代表者印押印のもの1部 コピー6部	企画提案書 A4 で、表紙を除き 30 頁以内。可能な限り両面印刷とする。 企画提案書等は「企画提案書等評価指標」を参考に評価項目・内容に基づいて作成すること。 なお、表紙のコピーは不要とする。
様式5	提案価格書	代表者印押印のもの1部	費用の算出は履行期間中の総額を記述すること。
	提案価格内訳書	1部	業務内容ごとの内訳を記述すること。なお、提案価格内訳書の様式は任意のものとする。

(2) 提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時まで

(3) 提出先・方法

韮崎市立病院事務局総務担当へ持参、または郵送により提出すること。電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、土日、祝日を除く平日午前9時から午後5時までの間で受付をする。

※ 郵送の場合は、令和8年3月5日（木）の消印まで有効

10 選定方法

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。ただし、企画提案書等を提出した事業者が1者の場合は省略することがある。

① 実施日時

令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 1 時 30 分～（予定）

※ 詳細な時間及び場所については後日通知する。

② 実施場所

韮崎市立病院診療棟 3 階会議室

③ 所要時間等

プレゼンテーション：20 分以内

質疑応答：10 分程度

④ その他

ア プレゼンテーションの順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。

イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーン等は当院が用意する。

ウ 当院の入館管理の都合により、プレゼンテーションをオンライン（Web 形式）で実施する場合がある。

エ その他詳細については、必要に応じて後日通知する。

(2) 評価項目及び評価内容

「企画提案書等評価指標」のとおり

(3) 契約候補者の特定

企画提案書等の審査を厳正かつ公平に行うため、韮崎市立病院入院患者等給食業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査と評価を行う。審査委員会において、「企画提案書等評価指標」により採点し、総合評価点で順位付けをし、第 1 位の事業者を契約候補者とする。ただし、契約候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。

なお、提案者が 1 者のみの場合でも審査は実施し、審査委員会が適当であると判断した場合に契約候補者とする。

(4) 審査結果の通知

結果は応募事業者全てに書面にて通知する。なお、審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約の締結

(1) 審査の結果、特定された契約候補者と協議を行い、仕様書等を調整のうえ契約を締結する。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の企画提案書等による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

① 「4 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

② 提案資格又は提案内容が無効となったとき

③ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

12 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等に要する一切の経費は、企画提案者の負担とする。
また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、韮崎市立病院がこの業務に関し、必要と認める場合は、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出書類作成のために韮崎市立病院より受領した資料は、韮崎市立病院の許可なく使用することはできない。
- (4) 参加表明書提出後、企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）により、不参加表明を企画提案書の提出期限内に事務局あてに直接提出するものとする。なお、辞退は自由であり、それを理由に以後の入札やプロポーザル等の参加における不利益な扱いはしない。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差替または再提出は認めない。ただし、韮崎市立病院が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 次のいずれかに該当したときは、参加資格を失うことがある。
 - ① 参加資格要件に適合していない場合
 - ② 参加表明書等に虚偽の記載をした場合
 - ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
 - ④ 2通以上の書類提出をした場合
- (7) この要領に定めるもののほか必要な事項は、病院開設者韮崎市長が別に定める。

13 問い合わせ

〒407-0024 山梨県韮崎市本町三丁目5番3号

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 事務局 総務担当

電 話：0551-22-1221

FAX：0551-22-9731

メール：hospital@city.nirasaki.lg.jp